

○国土交通省令第三十二号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十六条の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

国土交通大臣 石井 啓一

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(電線の占用の場所)</p> <p>第四条の四の二 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第十一条の二第二項において準用する令第十条第一項第一号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>様式第五(第四条の三関係)</p>
改正前	<p>(地下に設ける電線の頂部と路面との距離)</p> <p>(新設)</p> <p>2 第四条の四の二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>様式第五(第四条の三関係)</p>

許可申請書
道路占用 部 課

変更
規則

（備考）
年月日

（道路管理者） 殿

〒

平成 年 月 日

住所

氏名

担当者

I.D.L

E-mail

印

第32条の規定により 許可を申請 します。

道路法 第35条

占用の目的	路線名	車道・歩道・その他		
占用の場所	場所	名	標	種
占用物件	名	種	敷	量
占用の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	占用物件 の構造		
工事の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	工事要領 の方法		
道路の 復旧方法		添付書類		
備 考				

記載要領

- 1 「許可申請書」 「第32条」 及び 「許可を申請 するもの」を○で囲むこと。
- 2 「変更規則」 「第35条」 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。また、「住所」の欄には、住所を記載すること。また、申請者が個人である場合は、申請者の住所を記載すること。また、「住所」の欄には、住所を記載すること。
- 4 申請者が個人である場合は、「住所」の欄には、住所を記載すること。また、「住所」の欄には、住所を記載すること。
- 5 「場所」の欄には、他筆まで記載すること。占用が以上の他筆にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 6 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 7 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物中の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を記載すること。

許可申請書
道路占用 部 課

変更
規則

（備考）
年月日

（道路管理者） 殿

〒

平成 年 月 日

住所

氏名

担当者

I.D.L

E-mail

印

第32条の規定により 許可を申請 します。

道路法 第35条

占用の目的	路線名	車道・歩道・その他		
占用の場所	場所	名	標	種
占用物件	名	種	敷	量
占用の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	占用物件 の構造		
工事の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	工事要領 の方法		
道路の 復旧方法		添付書類		
備 考				

記載要領

- 1 「許可申請書」 「第32条」 及び 「許可を申請 するもの」を○で囲むこと。
- 2 「変更規則」 「第35条」 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。また、「住所」の欄には、住所を記載すること。また、申請者が個人である場合は、申請者の住所を記載すること。また、「住所」の欄には、住所を記載すること。
- 4 申請者が個人である場合は、「住所」の欄には、住所を記載すること。また、「住所」の欄には、住所を記載すること。
- 5 「場所」の欄には、他筆まで記載すること。占用が以上の他筆にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 6 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 7 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物中の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する電線（工事中のものを含む。）に係る道路の占用の場所については、この省令による改正後の道路法施行規則第四条の四の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。